

たつの市議会政務活動費交付規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 2 号

たつの市議会政務活動費交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、たつの市議会政務活動費交付条例（平成17年条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して市長に対し、政務活動費交付申請書（会派用）（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする無会派議員は、毎年度、議長を経由して市長に対し、政務活動費交付申請書（無会派議員用）（様式第 2 号）を提出しなければならない。

3 会派の代表者は、第 1 項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して市長に対し、政務活動費交付変更申請書（会派用）（様式第 3 号）を提出しなければならない。

4 無会派議員は、第 2 項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して市長に対し、政務活動費交付変更申請書（無会派議員用）（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派及び無会派議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び無会派議員に政務活動費交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項に規定する実績報告書は、様式第 6 号のとおりとする。

2 議長は、条例第 8 条第 1 項の規定により提出された実績報告書の写しを、速やかに市長に送付するものとする。

(交付額の確定通知)

第 5 条 市長は、条例第 9 条第 1 項の規定により各会派及び無会派議員について交付すべき政務活動費の額を確定し、当該会派の代表者及び無会派議員に政務活動費交付額の確定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 6 条 会派の代表者及び無会派議員は、条例第 10 条第 1 項の規程により政務活動費を請求しようとするときは、市長に対し、会派の代表者にあつては政務活動費交付請求書（会派用）（様式第 8 号）を、無会派議員にあつては政務活動費交付請求書（無会派議員用）（様式第 9 号）を提出するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収証書等の証拠書類の写しを整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る実績報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過

する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第1号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までにたつの市議会政務調査費交付規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日規則第5号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月5日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のたつの市議会政務活動費交付規則の規定は、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年3月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のたつの市議会政務活動費交付規則の規定は、平成26年5月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のたつの市議会政務活動費交付規則の規定は、この規則の施行の日から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前のたつの市議会政務活動費交付規則の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

たつの市長 様
（たつの市議会議長経由）

会 派 名
代表者名 印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書（会派用）

たつの市議会政務活動費交付規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月 日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

たつの市長 様
（たつの市議会議長経由）

議員名 印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書（無会派議員用）

たつの市議会政務活動費交付規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

たつの市長 様
（たつの市議会議長経由）

会 派 名
代表者名

⑩

政 務 活 動 費 交 付 変 更 申 請 書 (会派用)

たつの市議会政務活動費交付規則第2条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
会派代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額(年度分)	円	円	

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

たつの市長 様
（たつの市議会議長経由）

議員名 ⑩

政 務 活 動 費 交 付 変 更 申 請 書（無会派議員用）

たつの市議会政務活動費交付規則第2条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区分	新	旧	異動年月日
交付申請額(年度分)	円	円	

様式第5号（第3条関係）

第 年 月 日
号

様

たつの市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、たつの市議会政務活動費交付規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第6号（第4条関係）

年度政務活動費実績報告書

年 月 日

たつの市議会議長 様

会 派 名

会派代表者名

㊟

無会派議員名

㊟

たつの市議会政務活動費交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり 年
度政務活動費実績報告書を提出します。

支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合 計		

(注) 備考欄には、主たる収支の内訳を記載する。

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長

印

政務活動費交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった政務活動費について、たつの市議会政務活動費交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

年度（第 四半期分）政務活動費交付確定額

_____ 円

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

たつの市長 様

会 派 名

代 表 者 名

㊟

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書（会派用）

たつの市議会政務活動費交付規則第6条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

ただし、 年 月分～ 月分

2 交付の基準日における所属議員数 名

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

たつの市長 様

議員名

⑩

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書（無会派議員用）

たつの市議会政務活動費交付規則第6条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

ただし、 年 月分～ 月分